

## 第4回「人間重視の道路創造研究会」 議事要旨

日 時 : 平成20年11月25日(火) 18:00~20:00

場 所 : 国土交通省(中央合同庁舎3号館) 4階特別会議室

出席者 : 磯部力委員長、太田和博委員、小幡純子委員、屋井鉄雄委員、  
米田秀男委員、荏原明則臨時委員、中島憲一臨時委員

### <議事要旨>

#### 1. 前回研究会の議事要旨について

前回議事要旨について、事務局より報告があった。

#### 2. 主な議論内容

##### (1) 事務局説明関係

##### ①道路空間における多様な主体の活動の促進について

- ・一定のエリア内における管理区分を超えた一元的な管理や歩道部分だけといった、ニーズに対応した新たな管理区分も必要である。
- ・道路整備や管理への地域住民や企業の参画については、オペレーション、プランニング、ディビジョンメイキングの局面毎に是非の検討が必要である。

##### ②論点整理に向けて

- ・違法な看板、駐輪が景観上問題となっているが、ボランティア団体ではどうすることもできない。景観の向上の観点から、これらに迅速に対応して欲しい。
- ・長期計画や構想段階の計画等ではなく、今ある道路の空間の再配分や誰が優先的に使うかという合意形成の手続きについて、利活用計画という枠組みが必要ではないか。
- ・プランを立て、合意形成をし、実行するまでのプロセスを整理して、その中で道路法で扱うべき部分がどれか議論するべきである。
- ・生活道路といった機能面で道路種別を検討してみることも考えられるのではないか。
- ・生活に密着した道路の管理は、地域住民の意見を密接に反映出来る地元の市区町村に任せた方が、きめ細やかな対応が可能である。そういった道路の役割の整理と合わせて種別等の議論をするべきである。

##### (2) 中島臨時委員説明関係

- ・道路管理者がそれぞれ委託費用をボランティア団体に払って、一定の区間を一元的に管理してもらった方が効率的に管理できるのではないか。
- ・ボランティア・サポート・プログラム活動は資金的に大変なので、委託費用を受けて、実施できるとありがたい。
- ・例えば、法定外目的税で歩道の管理費用を徴収したり、その税収をNPO団体のボランティア・サポート・プログラム活動の費用に充てるということも考えられるのではないか。

### (3) 荏原臨時委員説明関係

- ・現行道路法は、基本的に自動車中心の制度として、大きな貢献をしてきたが、これからは歩行者、自転車の安全性や環境への影響に対応することを考えるべきである。
- ・利用者の観点から、法制度を考えられないか。また、道路を交通施策の一環として捉え、公共交通機関との関係においてその役割を考えるべきである。その際には、都市内交通と都市間交通とを分けて考えるべきである。
- ・道路本来の通行目的に限定した管理ではなく、利用形態の多様化を踏まえた管理を考えるべきである。
- ・具体的な対応策については、道路法に限定せず検討するべきである。自動車、歩行者、自転車の空間シェアや生活道路の自動車流入規制などを適切に行うためには、道路交通法だけではなく、道路構造の改善が必要であり、今ある道路を改善するための法制度を考えるべきである。
- ・P I の制度化や住民提案による道路改善計画の策定など、道路を含めたまちづくりを考える際に、住民意見の反映制度を検討してみてもどうか。
- ・管理のあり方について住民の意見を聞くことは、道路法の目的を柔軟にして、運用の範囲でやり易いような仕組みにすればできるのではないか。
- ・道路を設置・管理する法律の中で、どういう利用者が優先的に使うべきかということまで言及して規定することもあり得るのではないか。
- ・幹線道路を中心部に整備することによって、市街地の空洞化現象を引き起こすこともあるので、交通施策全体として道路整備を考えるべきである。
- ・計画という側面を道路法に規定することは難しいかもしれないが、例えば道路改善計画といった、今ある道路を改善するための住民参画の手続きの仕組みは必要ではないか。
- ・生活道路と通過交通を認める道路との線引きといった、新しい道路種別の問題を道路法等で規定できるのかという議論もする必要があるのではないか。